

施策名 (現行計画)	指標名	現行計画目標と現状		見直区分	見直しの方向性、理由	目標値 (R6年度)	目標設定の考え方	担当課
		目標値 (R2年度)	現状 (R2年度)					
①安全で安心な農作物等の提供の推進	1 認証GAPの取得農場数	120農場	138農場	継続	GAPの取組は食の安全・安心を含めた経営リスク低減につながるため、引き続き認証GAPの取得農場数を指標とする。	210	近年のGAP認証農場数の増加傾向に基づき設定	経普
	2 畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守	100%	83%	変更	当初は家畜伝染病の発生を予防することが食の安全・安心に繋がるという考えのもと本指標を設定したが、食品衛生の観点に沿ったガイドラインが全畜種について示されたことから、そちらを指導の基準とすることとし、以下の指標に見直す。 食の安全・安心の観点から、食中毒の発生を防止することを目的として農水省から出されている、農場の生産者向け「生産衛生管理ハンドブック」の内容に従った指導割合を指標とする。	100%	引き続き年間達成率100%を目標とする。	畜産
【変更案】畜産農場に対する衛生管理対策についての年間指導率	-	100%						
③安全で安心な水産物の提供の推進	3 鮮度・衛生管理対策についての啓発・指導を行う漁協数	15漁協	14漁協	変更	安全・安心な水産物の供給体制の確保のため継続し、実施数を割合に変更	100%	引き続き年間達成率100%を目標とする。	水産
	【変更案】漁協に対する鮮度・衛生管理対策についての年間指導率	100%	100%					
④安全で安心な加工食品の提供の推進	4 飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導数の年間達成率	100%	75%	継続	食品衛生法改正によりHACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、その普及を図る	100%	引き続き年間達成率100%を目標とする。	生衛
	5 加工食品の検査件数の年間達成率	100%	91%	廃止	加工食品の検査の実施結果については、施策の取組状況の中でも毎年度審議会に報告しており、検査件数の達成率を取組指標に位置づける必要性が低い。			生衛
⑤添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底 ⇒ 施策①②③④⑤に統合を検討	6 広域流通食品製造施設に対する監視指導回数年間達成率	100%	100%	廃止	現行施策5を別施策に統合させることに伴い廃止。 引き続き広域流通食品製造施設に対する監視指導を実施していくが、「4 飲食店や製造業・販売業等に対する監視指導回数の年間達成率」と内容が重複していることから廃止とする。			生衛
	7 農薬販売店等に対する講習会受講者数	1,200人	763人	廃止	講習の対象となる方の大半(年により変動7~9割)は、農薬管理指導士であるため、農薬管理指導士の育成と一体的な取組とし、取組指標から削除する。			農園
⑥食品等の放射性物質検査の実施 ⇒ 施策①⑦に統合を検討	8 食品の放射性物質検査件数の年間達成率	100%	100%	廃止	食品の放射性物質検査の実施結果については、施策の取組状況の中でも毎年度審議会に報告しており、検査件数の達成率を取組指標に位置づける必要性が低い。			生衛
	9 県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」年間閲覧数	70,000回	27,332回	廃止	現行施策6を別の施策に統合させることに伴い廃止。 ホームページ閲覧数については、下記のとおり内容を変更して別施策の取組指標とする。			生衛
⑦食品等の適正な表示の徹底	再6 広域流通食品製造施設に対する監視指導数の年間達成率	100%	100%	継続	食品等の適正な表示の徹底をはかる上で事業者の指導に直結する項目であることから、継続することとする。	100%	引き続き年間達成率100%を目標とする。	生衛
	10 食品衛生責任者実務講習会受講率(県所管分)	100%	99.8%	廃止	食品衛生法改正に伴い実務講習会の受講が義務から努力規定となったことから一律の受講率目標を設定する取組指標にはしないこととする。			生衛
	11 食品表示ウォッチャーによる調査店舗数年間達成率	100%	100%	継続	現状(R2)の水準を維持していくため継続とする。	100%	県内の食料品小売業約6,000件(H28経済センサス)を5年で調査できるよう年間調査店舗数を1,200件と設定し、100%を達成することを目標とする。	食流
⑧危機管理体制の整備	12 健康危機管理に関する研修受講率(年間)	100%	93%	継続	健康危機管理体制の確保のため継続(指標名を修正。内容は変更なし)	100%	引き続き保健所等の関係機関の研修参加率100%を目標とする。	生衛
	【変更案】健康危機管理関係機関の研修参加率							
⑨県からの情報発信の強化	再9 県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」年間閲覧数	70,000回	27,332回	変更	これまでトップページの閲覧数を指標としてきたが、大規模な事件や事故などが発生した際に閲覧数が上昇し、発生がないと閲覧数が減少する傾向(資料1-4)にあり、情報発信事業の進捗状況を測る指標として必ずしも適当でない。 一方で、インターネットによる情報発信は今後更に重要になると予想されることから、事件や事故の影響を比較的受けにくいと考えられる事業者向けページ(食品衛生に関する各種制度や注意喚起情報等をまとめて掲載)への閲覧数を取組指標とする。 できるだけ多くの事業者にこまめに見てもらえるよう、役立つ情報をわかりやすくまとめたページに改良していきたい。	5,000回	H28~R2の事業者向けページの閲覧数の平均(4,725回)より大きな値とする。	生衛
	【変更案】県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」事業者向けページ年間閲覧数	-	6,842回 (H28~R2平均4,725回)					
	13 県が食の安全・安心についての情報を提供していることを知っている県民の割合	70%	40.8%	廃止	県が食の安全・安心についての情報を提供していることを知っている県民の割合については、上記ホームページ閲覧数と同様に大規模な事件や事故などが発生した際に閲覧数が上昇し、発生がないと閲覧数が減少する傾向にあり、情報発信事業の進捗状況を測る指標として必ずしも適当でない。			生衛

施策名 (現行計画)	指標名	現行計画目標と現状		見直し区分	見直しの方向性、理由	目標値 (R6年度)	目標設定の考え方	担当課
		目標値 (R2年度)	現状 (R2年度)					
	14 店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)	20回	20回	廃止	店頭掲示板の情報更新回数については、施策の取組状況の一覧の中でも毎年度審議会に報告しており、更新回数を取組指標に位置づける必要性が低いため。 なお、直近3年間では毎年20回以上情報を更新しており、今後も引き続き、年間20回程度計画的に更新していく予定としている。			生衛
⑩食品関連事業者から消費者への情報提供の推進 ⇒ 施策⑦に統合を検討	再14 店頭掲示板「にいがた食の安全インフォメーション」の情報更新回数(年間)	20回	20回	廃止	同上			生衛
⑪消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進	15 食の安全・安心に関する講習を「非常に有意義」と評価した利用者の割合(年平均)	50%	17.5%	変更	「非常に有意義」に「有意義」を加えた指標とする。	80%	H29～R2の実績程度とする(4年間で80%～90%程度)	生衛
	【変更案】食の安全・安心に関する講習を「有意義」と評価した利用者の割合(年平均)	—	82.8%					
	16 食の安全を主としたイベントの参加者数	5,000人	238人	廃止	新型コロナウイルスの感染拡大を契機として、これまでのイベントを中心とした相互理解推進の手法だけでなく、例えばインターネットを活用した手法も取り入れていくことを検討する必要がある、イベント参加者数だけでは評価できなくなることから、指標として廃止する。(毎年度の取組状況の報告は継続)			生衛
⑫食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進	再16 食の安全を主としたイベントの参加者数	5,000人	238人	廃止	同上			生衛
	17 食育ボランティア登録数	3,000人	1,069人	変更	委員の御意見を踏まえ、実際に行った食育活動に関する指標として、現新潟県食育推進計画における「活動した食育ボランティアの人数(延べ)」へ変更する。 令和2年度の活動人数は、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少している。 【参考】R元:88人、H30:57人、H29:79人、H28:72人、H27:61人	110人	食育推進計画の目標(R6)と同値とする。(食育推進計画における目標については、過去5年間(H27～R元)の活動人数の平均値(71人)×1.5として設定)	食流
	【変更案】活動した食育ボランティアの人数(延べ)	—	13人					
18 にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	10,000人	3,046人	変更	これまで施策⑬(人材育成)の指標に位置づけていたが、主なサポーター活動として、野生きのこの鑑別相談や講習会があり、きのこの食・毒鑑別のほか、生態や調理の注意点等きのこに関する幅広い知識を地域住民に伝えていることから、施策⑫(食育)の指標に位置づけることとする。 なお、講習会の開催は感染症流行の影響を受けることから、目標を修正することとする。	10,000人	引き続き10,000人を目標とする。	生衛	
⑬食の安全・安心に係る人材の育成	再17 食育ボランティア登録数	3,000人	1,069人	廃止	施策⑬の指標としては廃止し、「活動した食育ボランティアの人数(延べ)」として施策⑫の指標に位置づける。			食流
	再18 にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数	10,000人	3,046人	廃止	施策⑬の指標としては廃止し、施策⑫「食育を通じた食の安全・安心に対する理解の促進」の指標に位置づける。			生衛
	19 食品衛生監視員のHACCP研修受講率(年間)	50%	29.3%	変更	HACCPによる衛生管理の普及推進体制確保のため継続(指標名を修正、内容は変更なし)	100%	保健所等の関係機関の研修参加率100%を目標とする。	生衛
	【変更案】HACCP普及関係機関の研修参加率	—	86.7%					
20 農薬管理指導士認定者数	2,900人	2,299人	変更	第23回審議会の委員指摘(2-9高内委員)にあるとおり、農薬販売店舗数が減少している中で農薬管理指導士の数を増やし続けていくことは困難である。また、農薬管理指導士数と併せて農家数も減少していることをふまえ、目標を認定数から割合に変更し、農業者に対する指導的立場の者を一定程度維持することを目標とする。	5.5%	農家数(※)に対する農薬管理指導士の割合は、R2:5.5%となっており、R7の目標は現状の割合を維持する「5.5%」とします。 (※農業構造動態調査:農業経営体(個人経営体)主副業別個人経営体数(全国農業地域別、都道府県別)を使用します。)	農園	
【変更案】農家数に占める農薬管理指導士認定者の割合	—	5.5%						